

農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定に基づき、公表します。

神戸町長 藤井 弘之

市町村名 (市町村コード)	神戸町 (21381)
地域名 (地域内農業集落名)	南平野 地域 (東方・西保・南方・八条・和泉・中沢・加納・前田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月 11日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

各集落に中心的に地域農業を担う者が存在し、会社経営組織、農事組合法人が集積・集約を進めている地域だが、農業従事者の高齢化、オペレーターや後継者不足により、今後の経営維持が大きな課題となっている。また、農業者の高齢化・農業をしない人の農地相続が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。

【地域の基礎的データ】

主な作物：米、麦、大豆、加工用キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体も複数存在し、地域に適した農作物や高収益作物の導入により、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地は農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手への農地の集積、集約化を図るため、農地中間管理機構を活用している。今後は、高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるようにする。また、担い手同士が話し合いの場を通じて集約していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。

(3)基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上を図るため、農業者の要望を踏まえ、用排水路等の基盤整備に取り組む。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手不足などの問題は、町・農協・農業委員会・農事改良組合など話し合いの場を設けて積極的に情報交換をして解決していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】